

関係所属長 殿

交 通 部 長

交通障害発生時の交通管制センターの対応要領について（通達）

交通の安全と円滑を図るため、交通障害が発生した場合における交通管制センターの対応要領を下記のとおり定めたので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

交通の安全と円滑を図るため、交通障害が発生した場合における交通管制センターの対応要領について必要な事項を定めるもの。

2 用語の定義

(1) 幹線道路

高速自動車国道、自動車専用道路、国道及び県道をいう。

(2) 交通障害

警察が実施する交通規制又は概ね2キロメートルに達すると予想される交通渋滞をいう。

(3) 警察署等

警察署及び高速道路交通警察隊をいう。

(4) 交通管制システム等

交通管制センター備え付けの交通管制システム（交通監視用テレビ、HMI装置、広域交通管制システム）、可変式速度規制標識操作端末、通信指令システム、高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）、交通規制情報収集・管理システム及びその他交通管制に必要な操作端末をいう。

3 対応の基本

(1) 交通障害の把握

交通当直等を含む交通管制センターに勤務する者は、幹線道路で交通障害の発生を認知した際は、その障害が解消するまでの間、警察署等又は関係機関と連携し、交通管制システム等及び警察無線等の警察情報通信機器のほか、道路利用者や道路管理者からの交通障害の提報を通じ、多角的に県内の交通情報を収集し、広域にわたる影響も含め把握・確認すること。

(2) 交通障害に係る情報の提供

把握した交通障害は、必要に応じ、迅速かつ積極的に関係機関・団体及び道路利用者に提供するなど情報発信を行うこと。

(3) 交通規制の支援・指導

交通管制上の必要に応じ、警察署等に交通規制等の支援や指導を行うとともに、

隣接県警察との調整を図ること。

4 交通障害発生時の対応

(1) 交通情報の報告

幹線道路又は社会的反響が大きい交通障害の発生を認知したときは、別に定める要領で交通規制課長に報告すること。

ただし、短時間で交通規制の解除が見込まれるなど社会的反響が小さい場合は、この限りではない。

(2) 交通障害情報の措置

ア 前記(1)で交通規制課長に報告した交通情報（以下「交通障害情報」という。）は、次により関係機関・団体又は道路利用者に提供すること。

(ア) ラジオ放送

道路交通情報提供業務委託先の勤務員に情報提供して、ラジオ放送等で活用してもらうこと。

(イ) ファックス

交通障害情報をファックス接続型一斉同報通信で、別に定める関係機関・団体に送信し、提供すること。

(ウ) カーナビゲーション

東日本高速道路株式会社の管理区間以外の交通障害に係る情報は、交通管制システム等を操作して必要項目を登録し、カーナビゲーションを介して運転者へ提供すること。

(エ) 交通情報板

交通障害情報発生場所の近傍又は広域に関連する場所に設置している交通情報板を用いて、障害または迂回情報を提供すること。

(オ) やまがた110ネットワーク

交通障害情報が、幹線道路で発生した場合又は社会的に影響が大きいと予想される場合は、やまがた110ネットワークにより情報配信すること。

イ 道路交通管理上、至急に対応が必要な交通障害が発生した場合は、速やかに道路管理者と電話による協議を行い、必要な処置を講じること。

(3) 警察署等への支援及び指導

ア 警察署では交通障害の発生現場を可視化して掌握することは極めて困難であることから、警察署に対して、交通規制に有用な情報を積極的に警察無線、警察情報通信機器等を活用して提供し、現場警察官の活動を支援すること。

イ 交通障害が複数の警察署や隣接県など広範囲に影響を及ぼし、広域的な迂回路の設置や交通総量の抑制が望ましいなどの広域的な交通管制が必要な場合は、警察署等に対して、交通規制の場所や方法の変更等を含めた指導を行い、適切な交通管制に努めること。

また、必要に応じ高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）による現場映像の送信を求めるなど、積極的な交通の障害に係る情報の把握に努めること。

(4) 隣接県警察等への交通障害情報の提供及び調整

交通障害の影響が隣接県に及ぶことが予想される場合は、遅滞なく関係する隣接

県警察の交通管制センターへ情報を提供し、交通管理上必要な調整を行うこと。

また、必要に応じ、警察庁への連絡や調整を行うこと。

(5) 可変式速度規制標識

警察署長規制に基づき、可変式速度規制標識操作端末を操作して適切な交通規制を行うこと。

5 交通安全施設に係る障害発生時の対応

交通安全施設に係る障害発生を認知したときは、所定の対応を行うこと。

6 大規模災害等、緊急事態への対処

大規模な自然災害や緊急事態が発生した場合は、警備部警備第二課、山形県警察災害警備本部等と緊密に連携して対処すること。

7 交通管制業務にあたっての留意事項

(1) 積極的かつ幅広い把握活動

交通障害発生時は、発生現場の状況を積極的かつ幅広く把握し、交通障害に対応する交通規制等を適確に実施していくこと。

(2) 関係機関と連携した交通障害情報の多角的な提供

把握した交通障害情報を発信する際は、関係機関とこまめな情報共有を行い、前記4(2)アに掲げた方法により、多角的に情報提供すること。

(3) 言葉遣い等適切な応接に配慮した広報

交通渋滞が長引くと、道路利用者はいつ解消するかわからないという不安感から渋滞の原因の矛先が原因者から管制側に向くことが予想されることから、その心情をよく理解し、問合せには丁寧な言葉遣いで対応し適切な応接を行うこと。